

令和7年度 淡路駅エリア・十三駅エリアのまちづくり方針に関する検討調査業務委託募集要項
(公募型プロポーザル)

1 業務名称

令和7年度 淡路駅エリア・十三駅エリアのまちづくり方針に関する検討調査業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 目的と概要

新大阪駅、十三駅、淡路駅を概ねの検討対象地域に含む新大阪駅周辺地域では、リニア中央新幹線等の開業を見据えて、世界有数の広域交通ターミナルのまちづくりに向けた取組を進めている。淡路駅エリア・十三駅エリアについては、「第3回新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会（令和5年12月開催）¹⁾」において、早期からのPRによる良好な都市開発プロジェクトの実現に向けて、エリア計画を取りまとめていくことが確認され、第5回新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会（令和6年8月開催）²⁾において、「エリア計画の骨格」が取りまとめられた。その後、第6回新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会（令和7年3月開催）³⁾において、エリア計画を含む「新大阪駅周辺地域まちづくり方針（案）」がとりまとめられたところである。

本業務では、淡路駅エリアおよび十三駅エリアのまちづくりを進めるうえで、良好な民間都市開発の誘導を図るために、戦略的かつ効果的なまちづくりのPRにつなげるエリア計画の広報とあわせて、各エリアの導入機能の想定やそれに合わせたPR手法について検討を行う。

【参考URL】

1) 第3回新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会

https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/shin-osaka/shin-osaka_bukai3.html

2) 第5回新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会

https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/shin-osaka/shin-osaka_bukai5.html

3) 第6回新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会

https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/shin-osaka/shin-osaka_bukai6.html

(2) 業務内容

1) エリア計画（まちづくり方針）のPR材料の作成

淡路駅エリア・十三駅エリアで策定したエリア計画をPRするうえで必要な資料作成を行う。

① 配布用資料の印刷

- ・まちづくりに関する各種会議やイベントの場（シンポジウム）、市の配架先などにおいて、PRとして配布するための資料を印刷する。なお、印刷資料のデータについては、市から提供する。
- ・作業については、以下に挙げる内容を予定しており、詳細については発注者と協議のうえで決定する。

(i) エリア計画概要版の印刷 A3 両面カラー（2ページ程度） 1000部×2

(ii) エリア計画本編の印刷 A4 両面カラー（20ページ程度） 300部×2

※(i)については、普通紙に印刷するものとする。(ii)については、普通紙に印刷し、左側2か所のホッチキス止めをするものとする。

②3D 都市モデルの更新

現在発注者が所有している 3D 都市モデルデータについて、下記のとおり更新作業を行う。なお、3D 都市モデルの利用要件等は別紙 1 を参照すること。

(i) 十三駅エリアの将来開発イメージの 3D モデル化

十三駅エリアにおいて、エリアの PR や関係者間の協議を進めるうえで、3D モデル上での将来開発イメージのモデル作成を行う。

【想定されるモデル化対象物】

- ・「淀川河川敷十三エリア魅力向上事業」の事業範囲における、工作物及び土木構造物等、造成計画に基づく河川敷盛土
- ・地盤高さの表現（国土地理院データ）、周辺市街地の表現

※モデル化する対象物や、各対象物の具体的なモデル化の程度については、発注者と協議の上決定する。

※モデル化にあたって必要となる更新前の 3D 都市モデルデータは、発注者より貸与もしくは提示する。

2) PR の戦略的展開に向けた導入機能の検討調査

①導入機能に関する検討

(i) 淡路駅エリア

新大阪駅周辺地域の国際的な競争力の強化を見据え、広域的な観点から柴島浄水場開発用地に導入すべき都市機能について検討する。

ア) 導入すべき機能の整理

淡路駅エリアに導入すべき機能について、下記に示す項目を含む 10 項目以上を抽出し、A～C の順序で検討し整理する。（大学、MICE、スポーツ、商業・エンタメ、高質な居住機能）

- A 整理した項目から、導入すべき都市機能として 5 項目を抽出する。
- B 抽出した 5 項目を「代表的な機能」とし、それぞれの「代表的な機能」に対して、合わせて導入することによりさらなる機能向上が期待できる「付随機能」について、考え方も合わせて整理する。
- C 整理した「代表的な機能」と「付随機能」の組み合わせについて、以下の観点を含ま 4 つの観点を設定し、その観点により評価した内容を整理する。

（観点）※下記以外の観点については、発注者と協議のうえ決定する。

- ・新大阪駅周辺地域の各エリア（新大阪駅エリア、十三駅エリア、淡路駅エリア）において機能を分担する場合に、広域的な観点からサブ拠点として担うべき役割
- ・周辺地域の土地利用との関係性

イ) 土地利用案の作成

以下の条件を考慮し、ア) で整理した導入すべき機能から 1 つもしくは複数盛り込んだ土地利用の案を 1 例作成する。条件の詳細については、発注者と協議の上決定する。

(条件)

- ・道路、公園、広場などの公共施設の配置
- ・建築にかかる各種規制（建築基準法など）を踏まえた配置
- ・柴島浄水場開発用地内の都市計画の条件については、変更することを想定しても良い

(ii) 十三駅エリア

新大阪駅周辺・大阪駅周辺の開発を意識しつつ、十三駅周辺のまちづくりを進めるため、十三の特徴を活かした機能向上について検討するうえで、必要となる現状の分析、検討を行う。

ア) 現状の分析

- ・昼夜間人口比率、就業者数、産業分布を含め10項目以上で、市平均や周辺地域（新大阪駅周辺、大阪駅周辺、西中島南方駅周辺）と比較し、文章及び図表を用いてまとめること。
- ・十三駅エリアの地域資源について、ものづくり産業、アート、音楽を含め6項目以上を整理し、十三駅周辺の地図に示すこと。

イ) 事例調査

- ・十三駅エリアの都市機能を向上するうえで参考となる事例を調査し、その事例において機能向上のために行われた具体的な手法について整理すること。なお、事例の選定にあたっては、地域資源をきっかけにリノベーションを進めた事例から1例以上、基盤整備により地域資源を有効に活用した事例から1例以上選定すること。

ウ) 十三駅エリアの機能向上のための手法の検討

- ・上記で整理した内容及び十三駅エリアの役割を踏まえ、機能向上を図るための具体的な手法の検討を行うこと。なお、手法については3例以上検討すること。

②各エリアに適したPR手法の検討

十三駅エリア・淡路駅エリアについて、民間都市開発の機運醸成や来訪者（観光、ビジネス）の増加、定住人口の増加を目的としたPR手法の検討を行う。なお、検討にあたっては、対象、発信内容、媒体、発信の場について考え方の整理を行い、各エリアについて2ケース以上のPR手法を作成するものとする。下記に示す例にかかわらず、各エリアのPRをより効果的に実施できる手法を検討すること。

- (例) 対象 : デベロッパー、経済界・業界団体、一般市民（地域・世代）
発信内容 : エリア計画
媒体 : 講演・対話、広報（HP、パンフレット・ポスター、動画等）
発信の場 : リアル（シンポジウム、ワークショップ、イベント、個別アタック）、マスコミ（テレビ、雑誌）、インターネット（SNS、HP）

③有識者への意見聴取

(i) 有識者への意見聴取

導入機能の検討において、有識者への意見聴取を行いながら進める（3名×2回程度）。なお、意見聴取先の設定は発注者と協議のうえ決定することとし、意見聴取にかかる一切の費用（学識経験者及び専門家等への報酬・交通費の実費など）は、本業務委託費に含むものとする。

(ii) その他の意見聴取

淡路駅エリアおよび十三駅エリアの導入機能の検討をするにあたり、参考となる意見聴取先を提案し、意見聴取を実施すること（3名以上）。なお、意見聴取先の設定は発注者と協議のうえ決定することとし、意見聴取にかかる一切の費用（意見聴取のセッティング、議事録作成など）は、本業務委託費に含むものとする。

3) 基盤整備にかかる交通影響の検討

淡路駅エリアにおいて、エリア内の機能導入による開発交通量を想定し、主要な交差点を対象に交差点形状の概略的な平面図を作成し、仮想的な交差点需要率・車線別混雑度の算出、信号現示案の検討を行う。なお、交差点形状の平面図の作成は交差点1か所について1ケース、その他の検討については、交差点2か所について2ケース実施する。

※エリア内の開発交通量については、発注者より提供する。また、検討する交差点は、発注者と協議のうえ決定する。

4) 会議等の運営にかかる補助

十三・淡路のまちづくりに関する会議等（関係者間での会議）を実施するにあたり、会議開催のための補助を行う。作業については、以下に挙げる内容を予定しており、詳細については発注者と協議のうえ決定する。

- ・会議等の資料の印刷（フルカラー、最大150部）
- ・議事録、議事要旨等の資料作成
- ・必要に応じて、開催に係る会場の手配および進行補助、アドバイザーなどの手配を行うこと。なお、会場費やアドバイザーへの報酬については、本業務委託費に含むものとする。

※会議等の詳細な内容や進め方については、発注者との協議のうえ決定する。

※関係者間での会議等については、2回程度の開催を想定している。

3 契約条件等に関する事項

(1) 予算規模（契約上限額）

金 9,999,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 費用支払

前項に定めた履行期間内に成果品が納品された後、発注者による内容の検査を経て、契約金額を支払うものとする。

(3) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(4) 業務委託契約書

別紙「(イ) 業務委託契約書 (案)」参照

※「業務委託契約書 (案)」は現時点での案であり、今後変更となる場合がある。

※「業務委託契約書 (案)」にある「設計図書 (仕様書等)」は、本要領の記載内容及び受託者の提案内容等を踏まえて、今後作成する。

(5) 業務報告書等の作成

①業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書（1部）
- ・業務実施計画書及び工程表（1部）
- ・管理技術者通知書（1部）

②業務の実施中に提出する書類

- ・業務打合せ書（1部 必要に応じて、随時）
- ・貸与品借用書、返納書（1部 必要に応じて、随時）

③業務完了時に提出する書類

- ・報告書（2部）
- ・報告書概要版（2部）
（報告書の概要をA4またはA3判2～3枚程度にまとめたもの）
- ・その他、業務によって得られた資料一式
- ・上記の電子データ CD-ROMもしくはDVD-ROM（2部）

※Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、発注者と協議の上使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること。

※成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

(6) 契約期間

契約日から令和8年3月19日(木)

4 再委託等の禁止

- (1) 業務等の全部を一括して、または次の主たる部分を第三者に再委託することはできない。
(主たる部分)
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、大阪市の承諾を必要としない。
- (3) 前記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により大阪市の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式もしくはプロポーザル方式で受注者を選定したときはこの限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

5 応募資格

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「参加申請書」の交付期限から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱(平成7年4月1日制定)に基づく参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱(平成23年9月1日制定)に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和5・6・7年度大阪市入札参加有資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)にて種目「500:建設コンサルタント(業務種別)511:都市計画及び地方計画(登録部門等)」で入札参加資格を有していること
(共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有

していること。)

(5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届および業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。

(6) 関係会社の参加制限

当該プロポーザルに参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できないものとする。

①親会社と子会社(会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社及び子会社。以下同じ)の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下、更生会社という)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

③一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

6 業者選定にあたっての手続き等に関する事項

(1) 書類の交付

①交付書類

(ア) 公募型プロポーザル募集要項(本文書)

(イ) 業務委託契約書(案)

(ウ) 参加申請書

(エ) 誓約書

(オ) 業務委託特別共同企業体結成届

(カ) 業務委託特別共同企業体協定書(例)

(キ) 提案書の作成について

(ク) 提案書(様式1~様式5)

②交付書類交付期間

令和7年6月10日(火)~6月24日(火)

(本庁開庁日 午前9時~午後5時30分(午後0時15分~午後1時を除く))

③交付書類交付場所等

・〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪役所 本庁舎7階 計画調整局計画部都市計画課

・大阪市ホームページ

掲載ページ:「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>

「業務委託入札等情報(測量・建設コンサルタント等含む)」>

「プロポーザル方式等発注案件」>「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

(2) 参加申請書及び参加資格審査資料による提案書提出者の決定

当該プロポーザル方式による受託者選定手続きへの参加を希望する者は、次のとおり、参加

申請書等を提出すること。

①提出書類

「6（1）①交付書類」のうち（ウ）～（カ）を提出すること。

- ・（オ）、（カ）は業務委託特別共同企業体を結成する場合のみ提出すること。
- ・（カ）については交付書類を基に作成した協定書の写しを提出すること。
- ・記入に当たっては、「5 応募資格」を参照すること。

②提出部数

正1部

③提出期間

令和7年6月10日（火）～6月24日（火）午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

④提出方法および提出場所

持参もしくは郵送にて、下記＜提出場所＞まで提出すること。

＜提出場所＞

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局計画部都市計画課

⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）

令和7年6月27日（金）

（3）委託事業者の決定

「6（2）⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）」において提案書提出者として本市より通知された者は、次のとおり、提案書等の提出、プレゼンテーションを行うこと。

①提出書類

「6（1）①交付書類」のうち（ク）を提出すること。

②提出部数

9部（正1部、写し5部、審査用3部）（クリップ止めとし、製本はしないこと）

※提案書の電子データ一式を保存したCD-ROMもしくはDVD-ROMを併せて提出すること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること

※電子データについてはMicrosoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※審査用3部は、正の資料から提案書提出者が特定される情報（会社名等）を削除（黒塗りなどの加工を行ったもの）した資料とする。

③提出期間

令和7年7月4日（金）～7月18日（金）午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

④提出方法および提出場所

持参にて、下記＜提出場所＞まで提出すること。

＜提出場所＞

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局計画部都市計画課

⑤プレゼンテーション

提出した提案書をもとに、業務の実施計画等について、プレゼンテーションを行うこと。
なお、プレゼンテーションは、提案書を審査委員へ配布したうえで、提案書をモニターへ映写しながら行うこととする。(映写に用いるモニターおよび提案書データを格納したPCについては、本市にて用意する。)

(ア) 日 時 令和7年7月30日(水) ※開始時刻は別途通知

(イ) 場 所 計画調整局 会議室(大阪市役所本庁舎) ※場所の詳細は別途通知

(ウ) 説明時間 1者あたりの時間は応募数により調整し、別途通知

⑥審査

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、業務の実施体制、同種業務の実績、テーマに対する技術提案(選定基準参照)を審査し、合計点が最も高い1者を選定する。合計点が同じ提案者が複数いた場合は、テーマに対する技術提案(小計70点)の点数が最も高い1者を選定する。ただし、審査の結果、すべての提案が要求水準である合計点数60点を満たさない場合は、理由を明らかにし、委託事業者を選定しないことができる。

⑦失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

(ア) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

(イ) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

(ウ) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

(エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと

(オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑧結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後、令和7年8月4日(月)に全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

(4) 本公募に関する質問等について

①質問について

(ア) 提出期間

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について

令和7年6月10日(火)～6月17日(火) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

- ・提案書に関する事項について

令和7年7月4日(金)～7月11日(金) 午後5時30分(必着)

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

(イ) 提出方法

- ・書面、FAXまたはメールにより提出すること。メールによる提出の場合、件名を「質問：令和7年度 淡路駅エリア・十三駅エリアのまちづくり方針に関する検討調査業務委託」とし、

FAX かメールにて提出した際には電話にて担当まで着信確認を行うこと。

(ウ) 受付場所

場所：大阪市役所 本庁舎 7階 計画調整局計画部都市計画課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1丁目 3番 20号

電話番号：06-6208-7874

FAX番号：06-6231-3751

メールアドレス：ea0006@city.osaka.lg.jp

②回答について

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項についての回答は、令和7年6月20日（金）に大阪市ホームページに掲載する。

掲載ページ：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 >

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 >

「プロポーザル方式等発注案件」 >

「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

- ・提案書に関する事項についての回答は、質問の受付日の翌開庁日から起算して3日（休日を含まない）以内を目安に、本市から提案書の提出を依頼したすべての者に、参加申請書「3 提出書類に関する連絡先」記載の E-mail アドレス宛てに送信する。

7 その他の留意事項

- (1) 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) メール・FAX による提出書類の受付は行わない。
- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。

<場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ

<時 間> 午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）

- (5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受託者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの提案となった場合は受託者選定手続きを行い、要求水準を満たした場合は受託事業者として選定するものとする。
- (6) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨及び理由を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌開庁日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。

<場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ

<時 間> 午前9時から午後5時30分まで

（午後0時15分～午後1時を除く）

(7) (4) 及び(6) の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌開庁日から起算して5日(休日を含まない)以内に、下記にて書面により行う。

＜場 所＞ 参加申請書等提出場所に同じ

(8) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受託者の選定以外の目的には使用しない。

(9) 日程を変更する場合はその都度連絡する。

(10) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象とする。

(11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。

(12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

■選定基準

評価項目		基準	配点		
業務実施体制	実施体制的的確性		同種業務の実績があるスタッフを配置し、業務を確実に遂行できる体制であるかを評価する。	10	30
	管理技術者		同種業務の実績があるか、また、その実績として上げた業務において中心的、あるいは主体的に参画したかを評価する。	10	
業務実施計画			実施方針や実施手順の妥当性を評価する。	10	
テーマに対する技術提案	テーマ1	合理性	淡路駅エリアの導入機能の検討において、新大阪駅周辺地域で淡路駅エリアが担うべき役割、周辺地域の土地利用との関係性の観点以外で、導入すべき機能の評価する観点を1つ挙げ、理由を添えて提案すること。なお、提案にあたっては、第6回新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会でとりまとめられた淡路駅エリア計画（新大阪駅周辺地域まちづくり方針（案）※）の内容を踏まえること。	15	70
		実現性	提案された観点をを用いて導入すべき機能の評価することに、実現性があるのか評価する。	10	
	テーマ2	的確性	十三駅エリアの機能向上の具体的な手法について検討するうえで押さえておくべき視点として、十三駅エリアの特徴を理由とともに示すこと。なお、提案にあたっては、第6回新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会でとりまとめられた十三駅エリア計画（新大阪駅周辺地域まちづくり方針（案）※）の内容を踏まえること。	15	
		合理性	機能向上の手法を検討するうえで、示された理由が合理的であるかを評価する。	10	
	テーマ3	提案力	十三駅エリアにおいて、PR手法を検討する際に参考となる事例を理由とともに挙げ、その事例を踏まえた十三駅エリアにおける効果的なPR手法を1例提案すること。	10	
		合理性	提案されたPR手法に実現性があるかを評価する。	10	
合計				100	

※新大阪駅周辺地域まちづくり方針（案）については、大阪府ホームページ等を参照すること。

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/o140030/daitoshimachi/shin-osaka/houshin2025.html>

なお、公募開始時点では案の段階であるため、提案受付開始時点（7月4日時点）までの間に策定された場合には、策定後の「新大阪駅周辺地域まちづくり方針」の内容を参照すること。

■利用する VR については以下の要件を満たすものとし、発注者と協議して決定する

○VR ソフトの基本的要件

- ①制作されたVRはWindows及びMacOSX環境にて起動できること
(成果品のVRコンテンツは、下記のWindows環境で正常に動作するよう、動作確認を行うこと。)
- ②OS:Windows10、CPU: Intel Core i5-8500 以上、RAM: 4GB 以上、ビデオコントローラ: Intel-UHD630 相当以上のスペックにて、30FPS の動作性を確保できること。
- ③VR の形式: EXE 形式
- ④3次元CADデータの形式: FBX 形式
- ⑤VR空間の機能全体をフリーライセンスで利用できること
- ⑥利用PCを増やした際に新たなライセンス料が発生しないこと
- ⑦スタンドアロン(インターネット非接続状態)で、下記(1)(2)全機能が利用できること
- ⑧CDROMもしくはDVDROM1枚に収まる程度のデータ容量で、インターネットなどを経由して関係各所に容易に配布できること
- ⑨データ活用の観点からBIM・CIM連携は可能であることとするが、専門性の高いBIM・CIMデータ等とは異なるコンテンツで作成すること
- ⑩関係各所において議論・検討される内容に即したデータの追加修正及び更新を継続的にできること

○VRソフトのインターフェースの機能

(1) 空間レビュー性能

- ①全体掌握のための鳥瞰飛行および利用者目線での空間確認・動線確認のためのウォークスルーがマウスなどの操作で自由自在にできる機能
- ②計画案(複数)を入れ替え対比させる比較検討機能
- ③空間内の任意の位置に樹木や建物ボリュームを配置することができ、配列した樹木や建物ボリュームを次回起動時に再現できる機能
- ④VR画面上の2点間の距離を測定できる機能
- ⑤対象地域における日影の動的变化を連続的に表示できる機能

(2) プレゼンテーション性能

- ①説明用パワーポイントの中から直接コンテンツを呼び出せる機能(ハイパーリンク)
- ②定められた重要視点場にジャンプするビューポイントジャンプ機能
- ③上記の重要視点場を、VR画面上の任意の場所にて、設定、記録、保存できる機能
- ④VR画面上の任意の点をクリックすると、自動的にVR上の視点がクリックした地点に移動できる機能
- ⑤VR画面上の視野角及び視点の高さを、自由に設定できる機能
- ⑥シナリオのあるプレゼンテーションに対応するアニメーション機能およびそのルートの設定機能
- ⑦VR画面上に2次元地図データを表示し、視点位置を同一画面上に表示できる機能
- ⑧任意の視点から見た画像を画像ファイルとして出力できる機能

(3) 関係者間共有・情報公開性能

- ①将来的な事業内容のパブリシティへの展開を見据えた、AR技術などによる拡張性(スマートフォンやタブレット、スマートグラスでの動作を想定)